

令和 2 年 7 月 28 日



守山市 記者提供 資料

担当部署 都市活性化局 商工観光課
 担当者 伊藤、村上
 電話 077-582-1131
 FAX 077-582-1166

新型コロナウイルスに係る経済対策

令和 2 年度 3 密を避けた市内飲食店利用推進事業の実施について

新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けている市内飲食店の 3 密を避けるための取組みと消費者の市内飲食店の利用促進を図るため、3 密を避けた取り組みをしている飲食店（ホテル等を含む）が、5 名以上の団体利用客で税込み 1 万円以上の飲食代金を支払った利用客に所定の割引を行った場合に助成をします。

5 名以上 20 名未満の団体利用の場合	助成率 10%	1 団体につき上限 1 万円
20 名以上の団体利用の場合	助成率 20%	1 団体につき上限 5 万円

助成対象店舗

- ・市内に店舗を有すること。
- ・食品衛生法第 52 条の規定により、「飲食店」または「喫茶店」の営業許可を受けていること。
ただし、カラオケ、スナック、クラブなど 3 密を避けられない店舗は除く。
- ・年間を通じて、常設の店舗内で飲食スペースを有して営業を行っていること。
※イートインのスペースを設けているスーパー・コンビニ等は除く（フードコートは可）
- ・滋賀県の「コロナ対策実施店舗宣言」の基準を満たし、宣言を掲示すること。
- ・滋賀県の感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の登録を行っていること。
- ・3 密を避けた取り組み及び宴席定員の半数以下等の新型コロナウイルス感染症対策を実施していること。
- ・反社会的勢力に該当しないこと。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」に該当しないこと。

事業実施期間

令和 2 年 8 月 1 日から令和 2 年 10 月 31 日まで

※新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては事業を休止または中止する場合あり。

利用方法

- ① 守山商工会議所へ参加登録を行う。
- ② 飲食店が割引分助成申請書を守山商工会議所へ送付する。
- ③ 守山商工会議所にて申請内容の審査後、飲食店へ助成を行う。

